

保護者様
(家庭保存用)

芦屋市立潮見小学校
校長 田淵 雅樹

一 気象警報発令時及び地震発生・津波警報発令時の対応について一

1 対象となる気象警報

大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、特別警報

2 登校について

- (1) 午前7時の時点で、警報発令中の時[阪神]地域に警報が発令されていても[芦屋]が含まれていなければ、通常どおりの登校です。
- (2) 「警報発令及び解除」については、午前7時前後、及びそれ以降のテレビ、ラジオ等で気象情報を入手してください。
- (3) 緊急連絡をするときに学校の電話回線を使用しますので、学校へのお問い合わせは、ご遠慮ください。

■ 午前7時現在、警報発令中の場合・・・**家庭待機**

■ 午前9時までに警報が解除しない場合・・・**臨時休校**

■ 午前9時までに解除された場合・・・**以下の通り**

〈1学期〉

★ 午前7時から午前8時までに解除

⇒ 午前9時までに学校に着くように自宅を出る

★ 午前8時から午前9時までに解除

⇒ 午前10時までに学校に着くように自宅を出る

〈2学期以降〉

★ **解除されしだい登校**

☆ 気象は、局地的な変化をします。自宅付近の気象状況によっては登校を見合わせるなどの対応をしていただき、安全を優先させてください。

☆ 遅刻・欠席などの心配はしないで「安全第一」の行動することを各家庭にて確認をお願いします。

3 在校中に警報が発令された場合の給食について

◎およそ11時までに警報が発令された場合…給食を食べずに帰宅

◎およそ11時以降に警報が発令された場合…給食を食べて帰宅

ただし、状況に応じて、学校で判断しますので、その結果につきましてはミマモルメでお知らせします。

4 気象警報発令時の下校について

(1) 児童在校中に気象警報が発令された場合の対応

- ① 子どもたちは町別ごとに同時刻に各教室から一斉下校をします。
- ② 学校では気象予報等を参考にし、できるだけ雨風の弱くなる時間帯を予測し、子どもたちの集団下校時刻を決定するように努めます。
- ③ 下校時刻等については、ミマモルメによりお知らせします。当日の状況により、また、内容により、複数回配信する場合がありますので、最新の内容を必ずご確認ください。
- ④ しおかぜ学級やキッズスクエアを利用している子どもたちについても、学校の授業時間中に警報が出ると、閉鎖となるため、他の子どもたちと同様の対応を取ります。ただし、しおかぜ学級、キッズスクエアが開かれている時間に警報が出た場合は、しおかぜ学級、キッズスクエアを行っている青少年育成課からの連絡・指示を待ってください。
なお、民間の留守家庭学級等については、各施設のルールに従ってください。

(2) ご家庭へのお願い

- ① 迎えに来られた場合は、各学年の1組教室にて子どもたちは待機していますのでお越しくください。待機する子どもが多い場合は、2組も使用する場合がありますので、ご了承ください。また、学校前の道路に車を駐停車されますと交通渋滞を招き、交通事故の発生も予想されます。特にカーブ付近の駐停車は大変危険です。近隣の有料駐車場等をご利用ください。
- ② ご家庭でも、気象情報に注意をお願いします。
- ③ 学校にいる時に気象警報が発令されて下校するようなことが起こった場合、どのように留守番をすればよいのか、昼食はどのようにとるのかなど、子どもと事前に相談しておいてください。

5 大規模地震発生時における対応について

(1) 芦屋市に震度5弱以上の地震が発生した場合・・・臨時休校

(2) 児童在校中に大規模地震等が発生した場合

◆ 標高10m未満の小学校を対象とした芦屋市の行動基準に基づき、次のように対応します。

	地震・津波の程度	学校園の避難方法
1	震度4以下の地震発生(津波警報なし)	校舎外へ避難 校内の安全が確認できれば、授業を再開する。
2	震度5弱以上の地震発生(津波警報なし)	校舎外へ避難 校内、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして保護者の迎えを待つ。
3	震度5弱以上の地震発生 津波警報発令	校舎外へ避難 校内の安全が確認できれば、 校舎3階 に避難する。 津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして、保護者の迎えを待つ。
4	震度5弱以上の地震発生 大津波警報発令	校舎外へ避難 校外の安全が確認できれば、「 山手小学校(大津波警報発令時避難場所) 」へ避難する。 *但し、児童の移動が困難と判断した場合は、若葉町4-1、4-2の7階及び12階に避難する。 大津波警報が注意報に引き下げられ、校外の安全が確認できれば、引き渡しの準備をして、保護者の迎えを待つ。

①安全かつ迅速な措置をとります。

②児童の掌握をし、家庭への連絡をします。

③児童の引き取りがあるまでは、学校で保護します。保護者の方の身の安全をまず、確保してください。

④児童の引き取りをご親戚やご友人、近所の方に頼まれる可能性がある場合、相手の了解を得た上で「緊急時対応カード」に必ずご記入ください。

⑤保護者への引き渡しは、運動場で行う場合があります。

⑥保護者が迎えに来られた場合でも、児童の引き渡しや児童の下校は、津波警報、大津波警報が注意報に引き下げられるまで、児童と一緒に避難場所で待機していただきます。

(3) 児童が学校外の場合、次のような指導をしています。

①児童が登下校中の時（児童等の対応）

- ・倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れます。
- ・しゃがんで、後頭部を守ります。
- ・揺れがおさまったら、幅の広い道を通り、学校か家の近い方へ行きます。

②児童が外出先や屋外にいる時（児童等の対応）

- ・倒壊、落下の危険のある建物や屋根の下から離れます。
- ・家庭で決めている避難所へ行きます。

③ご家庭でも対応方法や集合場所など相談しておいてください。

6 留意事項

(1) 阪神地域（神戸市・尼崎市・西宮市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町）に警報が発令されていても、「芦屋市」に警報が発令されていない場合は、通常通りの登校となります。

(2) 波浪・高潮等の警報の場合は、対象となりませんが、状況から判断し、適切な措置をとります。

(3) 児童が学校にいる際は、学校長の判断により、安全を優先した措置をとります。

(4) 特に緊急または臨時の措置をとる場合のみ、ミマモルメでお知らせします。

(5) 震度5弱以上の地震が発生した時の臨時休校の解除については、お知らせします。

